

これまで4回にわたって障害者権利条約の中身をつたない文章で書いてきましたが、この連載は今回でひとまず完結します。

最終回の今回は、障害の「社会モデル」の採用や「合理的配慮」という考え方の導入とならんで、条約のミソとなっている第19条（自立生活に関する条文）について考えてみましょう。



◎ 障害者は別の世界に住むもの

障害のある私たちは、長い間、障害のない人とは別の世界で生活することを余儀なくされてきました。障害を持って生まれると、治療や訓練のため小さい頃から病院や施設に入れられました。

学校も、障害が重いと「学校に行かなくていいですよ」と言われたり（就学義務の猶予・免除）、家から遠いところにある養護学校（現在の特別支援学校）に行かされたり（就学指導）、近所の幼なじみと一緒に学校に行くことは許されませんでした。

学校卒業後も障害のない同級生は、働き、学び、そして遊び、地域社会の中でその役割を果たしていきませんが、障害があると、施設ですっと暮らすか、家に閉じこもって暮らすか、のどちらかしか選択肢がありませんでした。

障害のない人とは違う存在だから、特別の介護や保護が必要だから、障害のある人は施設で暮らしたほうが安心、などと言われて、障害のある人は、障害のない人とは別の世界で生活することをなかば強制されてきました。

◎ 地域社会で自立生活する権利

しかし、条約の第19条は、「障害のある人も、障害のない人と同じように地域社会で生活する権利がある。」と言っています。地域社会で自立生活する権利が明確に認められたのです。そして国や自治体は、この権利が完全に守られるようにするために適切な政策を実施しなければならないということになりました。

具体的には、国や自治体は、障害のある人に特定の生活様式（例えば施設での生活）を強制してはいけません。障害が重いから施設で、という考え方を条約はとっていません。条約は、「障害のある人が地域社会で安心して暮らせるよう、国や自治体は地域生活に必要なサービスを整備・拡充していかなければならない。」と言っています。

◎ 価値観の大転換

これまで、私たちが自身も「障害があるから普通の生活はできないよな。」とか、「障害が重いから施設入所でも仕方ないや。」と置いていなかったでしょうか。

条約はその考え方を180度転換して、私たちに地域生活に必要なサービスを要求できる権利を認め、地域社会で障害のない人とともに暮らすこと(インクルージョン)を当然のことと宣言したのです。

◎ 最後に ～ 私たち抜きで私たちのことを決めないで～

これまで、条約の内容をкаいつまんで見てきましたが、障害者自立支援法を含む日本の福祉制度は条約に反する部分が多く、大きな改正が必要です。

現在、内閣府の障がい者制度改革推進会議でこの点の議論が行われていますが私たちが身近なところで千葉県のように条例を作るような動きをしていきたいものです。

最後に、条約審議のときにもよく語られた言葉でこの連載を締めくくりたいと思います。

「私たち抜きで私たちのことを決めないで」

なっしんぐ あぼうと あす ういざうと あす
Nothing about us, without us!!



かん
(完)



さんこうしょせき
参考書籍

- ながせおさむ ひがとしひろ かわしまさとしへん しょうがいしゃ けんりじょうやく にほん がいよう てんぼう
・長瀬修・東俊裕・川島聡編『障害者の権利条約と日本—概要と展望』
(生活書院、2008年)
- いばらきなおこ へんちよ しょうがいしゃそうごうふくし ほう てんぼう
・茨木尚子ほか編著『障害者総合福祉サービス法の展望』
(ミネルヴァ書房、2009年)